



鳥取県公報

令和4年8月26日（金）
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（15）（給与課）・・・2
- ◇ 人委告示 選考により採用する職の一部改正（1）（任用課）・・・3

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第15号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後											改正前												
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）												
組織	職務の級										組織	職務の級											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級				
略	略										略	略											
警察	警察	略										警察	警察	略									
本部	警察本部共通（警	運転免	運転免	次席	次席	課長	参事監					本部	警察本部共通（警	運転免	運転免	次席	次席	課長	参事監				
	察本部の他の項に	許試験	許試験	課長補	課長補	監査官							察本部の他の項に	許試験	許試験	課長補	課長補	監査官					
	職が掲げられてい	員	員	佐	佐	物品契							職が掲げられてい	員	員	佐	佐	物品契					
	る場合は、当該職	保健師	保健師	室長補	室長補	約官							る場合は、当該職	保健師	保健師	室長補	室長補	約官					
	については本項の	心理力	心理力	佐	佐	安全衛							については本項の	心理力	心理力	佐	佐	安全衛					
	規定を適用しな	ウンセ	ウンセ	隊長補	隊長補	生官							規定を適用しな	ウンセ	ウンセ	隊長補	隊長補	生官					
	い。）	ラー	ラー	佐	佐	室長							い。）	ラー	ラー	佐	佐	室長					
		航空整	航空整			センタ								航空整	航空整			センタ					
		備士	備士			一長								備士	備士			一長					
						場長												場長					
						管理官												管理官					
略	略										略	略											
略	略										略	略											
備考	略										備考	略											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職）の一部を次のように改正し、令和4年8月26日から施行する。

令和4年8月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、育種・飼養技術の職、<u>心理カウンセラーの職</u>及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者をもって補充しようとする職</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、育種・飼養技術の職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者をもって補充しようとする職</p> <p>2～4 略</p>